

香川県内の消費生活相談の状況 ＜平成30年度上半期（4月～9月）＞

「架空請求」や「仮想通貨」などの相談が増加！

香川県消費生活センター・県民センター

○平成30年4月から9月まで、県消費生活センター・県民センター（県内4か所）に寄せられた消費生活相談の件数は**3,143件**で、昨年度同期の2,989件に比べ、154件（5.2%）増えました。

○上半期の状況で特徴的なものとしては、まず**架空請求に関する相談は952件**で、昨年度同期の725件と比較すると、227件（31.3%）増加し、中でも公的機関を装った架空請求ハガキに関する相談が増えています。

○また、**仮想通貨に関する相談は26件**で、昨年度同期の15件に比べ11件（73.3%）増加しており、昨年度以降、仮想通貨に絡む相談が増えています。

○**うまいもうけ話（ファンド型投資商品、劇場型勧誘）についての相談は58件**で、昨年度同期の21件に比べ37件（176.2%）増加しており、1件あたりの契約金額は約678万円で、昨年度同期の約203万円に比べ約475万円（233.7%）増加しています。ファンド型投資商品などに関する契約金額の大きな相談が増えたのが要因と考えられます。

○年代別では、**70歳以上の相談者が増加**し、特に女性からの相談が増えました。



困った時は、一人で悩まず消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

1. 相談件数

（相談件数）

年 度	25	26	27	28	29	30
年間件数	5,550	5,725	5,502	5,380	6,498	—
上半期件数	2,869	2,918	2,741	2,715	2,989	3,143

2. 架空請求に関する相談

（架空請求に関する相談件数）

年 度	25	26	27	28	29	30
年間件数	210	462	449	525	2,087	—
上半期件数	81	221	198	183	725	952

(相談事例)

- ・「有料動画の未納料金があります。本日中にご連絡なき場合は法的手続きに移行します」とのSMSが携帯電話に届いた。身に覚えがない。
- ・「法務省管轄支局」など公的機関のようなところから「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といったハガキが届いた。どうしたらよいか。などの相談が数多く寄せられています。

(気をつけるポイント)

詐欺的な行為を行う事業者らが、実在する事業者名(アマゾンなど)をかたるという事案が頻発しています。聞き覚えのある事業者名だからといって安易に信用せず、話の内容等をよく確認しましょう。

また、正式な裁判手続きの通知がハガキで来ることはありません。法務省などの名称を装い裁判について記載されたハガキは全て詐欺です。最近では封書で届く架空請求もありますが、それらに記載されている電話番号には絶対に電話しないでください。

3. 「移动通信サービス」に関する相談

(移动通信サービスに関する相談件数)

年 度	25	26	27	28	29	30
年間件数	87	89	115	127	153	—
上半期件数	45	50	55	59	79	61

(相談事例)

- ・必要ないと断ったのに、スマートフォンを契約させられた。
- ・スマートフォンを契約したら、不要なタブレット端末や付属品とのセット契約だった。
- ・タブレット端末、光回線、電気等も契約したが、スマートフォンさえ使いこなせない。などの相談が寄せられています。

(気をつけるポイント)

割引サービスの内容や解約時にかかる料金も確認しましょう。

契約内容の中でも、特に料金が発生する契約は何か確認しましょう。

契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに携帯電話会社に申し出ましょう。

スマートフォンに慣れるために、携帯電話会社等が提供するスマートフォン教室等も活用しましょう。

4. 「仮想通貨」に関する相談

(仮想通貨に関する相談件数)

年 度	25	26	27	28	29	30
年間件数	1	1	3	7	44	—
上半期件数	1	0	3	1	15	26

(相談事例)

- ・仮想通貨の投資に興味があり、取り扱っている業者をインターネットで調べ資料を請求したが、信用できる業者か知りたい。
- ・アカウントを登録していた仮想通貨交換業者から、廃業する、と連絡があった。出金をしたいがメールの返信がない。今後、どう対応したらよいか。などの相談が寄せられています。

(気をつけるポイント)

仮想通貨の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているかを含め、取引内容やリスク(価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等)について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。

5. 「多重債務」に関する相談

(多重債務に関する相談件数)

年 度	25	26	27	28	29	30
年間件数	65	68	84	76	100	—
上半期件数	41	33	40	33	54	41

(相談事例)

・息子には以前から借金癖があり、現在もサラ金等に 100 万円以上の借金がある。各社から督促状や電話があるが対処法を知りたい。

・銀行のカードローンで借金を繰り返した。借入額が高額になり返済しきれない。債務整理をするには、どうしたらよいか。

などの相談が寄せられています。

(気をつけるポイント)

・どんなに多額の借金を抱えていても、必ず解決する方法があります。債務整理にもいくつかの方法があり、弁護士や司法書士などの法律の専門家に相談することもできます。

・できるだけ早く消費生活センターなどに相談し、具体的な解決策を話し合いましょう。

6. その他の相談事例及び注意喚起

○うまいもうけ話(ファンド型投資商品)

(相談事例)

・数年前からヨーグルトなどの商品のオーナー制度に申し込み、契約を締結して現在までに 2 千万円以上投資した。その後、配当が停止し業者からは支払いが遅れる旨の文書が届いている。この業者との取引は不安なので、解約して返金してほしい。

などの相談が寄せられています。

(気をつけるポイント)

・高額な利子など、他の取引と比較して非常に有利な条件での取引は、消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。そのような取引を行う場合には、リスクも十分に検討するようにしてください。

・取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、消費生活センターなどに相談しましょう。

1 相談状況(昨年度同期との比較)

(1) 相談件数は3,143件で、5.2%増加

- ・相談件数は3,143件で、昨年度同期の2,989件に比べ154件(5.2%)増加した。(表1)
- ・「商品・役務別」では、葉書等による請求の根拠を明示しない架空請求などの「商品一般」が929件と最も多く、昨年度同期の437件と比べ492件(112.6%)増加した。次いで、携帯電話やスマートフォンへのSMS(ショートメッセージサービス)等による架空請求などの「放送・コンテンツ等」が多い。(表4)
- ・「販売購入形態別」では、「通信販売」が最も多く、次いで「店舗購入」「電話勧誘販売」「訪問販売」の順で多かった。(表6)

(2) 相談1件あたりの契約金額は増加(表9)

- ・相談1件あたりの契約金額(金額が明らかなもののみ)は1,396,553円で、昨年度同期の724,516円に比べ672,037円(92.8%)増加した。

(3) 「ワンクリック請求」の相談は減少

- ・相談件数は60件で、昨年度同期の71件に比べ11件(△15.5%)減少した。

(4) アダルト情報サイトの相談は減少

- ・相談件数は62件で、昨年度同期の85件に比べ23件(△27.1%)減少した。

(5) 「SNS」に関する相談は増加

- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の相談件数は40件で、昨年度同期の30件に比べ10件(33.3%)増加した。

(6) 仮想通貨の相談も増加

- ・仮想通貨に関する相談件数は26件で、昨年度同期の15件に比べ11件(73.3%)増加した。

(7) 「振り込め詐欺」の相談は増加(表10)

- ・相談件数954件で、昨年度同期の732件に比べ222件(30.3%)増加した。
このうち、「架空請求」は952件で、昨年度同期の725件に比べ227件(31.3%)増加した。

(8) 「多重債務」の相談は減少(表11)

- ・複数の金融機関からの借入金の返済などのために次々と借金を重ねる「多重債務」についての相談件数は41件で、昨年度同期の54件に比べ13件(△24.1%)減少した。

(9) 「ヤミ金融」の相談は減少(表12)

- ・「ヤミ金融」についての相談件数は14件で、昨年度同期の12件に比べ2件(16.7%)増加した。

(10) 「うまいもうけ話」は増加、1件あたりの金額も増加(表13)

- ・どうやってお金がもうかるのか仕組みのよくわからない、高収入をうたった「うまいもうけ話(ファンド型投資商品、劇場型勧誘)」についての相談件数は58件で、昨年度同期の21件に比べ37件(176.2%)増加した。
- ・金額が明らかなものは45件で、1件あたりの金額は6,777,632円で、昨年度同期の2,031,100円に比べ4,746,532円(233.7%)増加した。ファンド型投資商品を中心に、契約金額の大きな相談が増加した。

2 県民への呼びかけ

- (1) 巧妙・悪質な手口による悪質商法の被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。
- (2) 一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持つことが大切です。
- ① 安易に契約しない。事前に価格比較などをして十分納得してから、契約や購入をしましょう。
 - ② 大きな契約などを決定するときは、一人で決めずに身近な人に相談しましょう。
 - ③ 必要のないものや納得できないものは、きっぱりと断りましょう。
 - ④ 心当たりのない請求には決して応じてはいけません。
 - ⑤ 「うまい話、甘い話」には乗らないことです。
- (3) 高齢者・障害者の方は特に狙われやすいので、まわりの方が気をつけてあげましょう。
- (4) 困った時は、一人で悩まずに消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【県消費生活センター・県民センター】

- 県消費生活センター
 - 消費生活相談 (087) 833-0999
 - 多重債務・ヤミ金融専門相談 (087) 834-0008
- 東讃県民センター (0879) 42-1200
- 小豆県民センター (0879) 62-2269
- 中讃県民センター (0877) 62-9600
- 西讃県民センター (0875) 25-5135

【全国共通消費者ホットライン】

- 局番なし 188 番^{いやや}(188! 泣き寝入り)
(身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。)

【警察】

- 警察総合相談センター (087) 831-0110 または #9110
- 各警察署の「警察安全相談」 — 各警察署の代表番号へ